

(別表) レベルに応じた教育研究活動指針一覧 (2022年度)

大学の判断基準	授業	レベル	① 学外(臨地)実習	② 学生のクラブ活動・学外における任意の課外活動	③ 学生寮	④ 本学主催の催事	⑤ 研究活動	⑥ 学内会議	⑦ キャンパス内への入構		⑧ 新年度・卒業関係行事等				
									学生	学外者	入学式	学位記授与式	祝賀会等	新年度オリエンテーション	学生健康診断
平時・感染収束	面接授業(オンラインの活用)	0	通常(オンラインの活用)	通常	通常	通常(オンラインの活用)	通常	通常(オンラインも利用)	制限なし	制限なし	通常	通常	オンラインを活用して対面で実施	通常	
予防・警戒 国内で感染者が認められる 国内の一部地域に緊急事態宣言が発令されている 大学に対する休業要請はないが、県又は市が緊急事態宣言の対象地域に指定されている 大学に対する休業要請が発令されている 制限強化	原則として面接授業(ハイブリッド型) 【授業】 ・最大限の感染防止策を講じる ・非常勤講師は遠隔授業を奨励(または必須) ・授業内容に応じて遠隔授業又はハイブリッド型授業を実施 【試験】 ・公平・公正を期するため面接授業において実施することを原則とする	1	実習単位の個別対応(オンラインの併用) ・関係省庁からの通知及び関係団体等の方針に基づいた対応とする ・実施の場合は、感染防止策及び危機管理体制を学長に届け出る	感染防止対策の上、個別対応 【クラブ活動】 ・感染防止策を徹底したうえで、クラブ顧問並びに学生部の許可を受けた団体については活動できる 【任意活動】 ・学外の任意のボランティア活動等については、学生部及び関係する部署、等、に相談すること	感染防止対策の徹底と周知	原則として対面の開催は中止(実施可能なものはオンラインによる) ・各部局長が必要と判断したものについては、対面の開催を認める ・この場合、徹底的な感染防止策と危機管理体制をがとられていること ・学外者を対象としたものは届出を要する	感染拡大の予防に配慮しつつ、活動を推進する	対面による会議(オンラインも利用) ・感染防止策を徹底した対面会議とするが、個人情報や機密事項を扱わない会議についてはオンライン会議も可	制限なし	制限あり ・感染防止策を徹底したうえで対応	対面により実施 ・感染防止策を徹底したうえで、キャンパス単位・学部単位での式典を実施 ・保証人の参加なし	中止	原則として対面により実施 ・感染防止策徹底 ・可能なものはオンラインにより実施	分散登学により、感染防止対策を徹底して学内で実施	
	遠隔授業を原則(ハイブリッド型) 【授業】 ・遠隔授業の対象範囲を拡大 ・面接授業の場合は、最大限の感染防止策を講じる ・教室の収容定員に応じて遠隔授業又はハイブリッド型授業を実施 【試験】 ・公平・公正を期するため面接授業において実施することを原則とする	2	活動制限 クラブ活動	感染防止対策の徹底と周知	原則として対面の開催は中止(実施可能なものはオンラインによる) ・各部局長が必要と判断したものについては、対面の開催を届出により認める ・この場合、徹底的な感染防止策と危機管理体制を明確化し、書類を添付すること	原則として対面の開催は中止(実施可能なものはオンラインによる) ・各部局長が必要と判断したものについては、届出により認める ・この場合、徹底的な感染防止策と危機管理体制を明確化し、書類を添付すること	対面による会議を原則(オンラインの併用) ・感染防止策を徹底した対面会議とするが、個人情報や機密事項を扱わない会議についてはオンラインによる会議を奨励	制限あり ・面接授業受講者及び登学を許可された学生のみ可	制限あり ・来学を許可された場合のみ対応	感染拡大状況に応じ、次の対応とする ①Web会議ツールを利用して、学部・学科単位の必要最低限の開催とする ②式典は中止・分散登学により、クラス単位で実施(メッセージの動画配信)		原則としてオンラインにより実施 ・必要不可欠な内容は、感染防止策を徹底して対面により実施(学生の抱える不安やストレスの軽減を重視した対応とする)			
	遠隔授業を原則 【授業】 ・実験・実習・実技等の必要不可欠な授業回のみ感染防止策徹底のうえ面接授業を行うことができる 【試験】 ・遠隔授業の中で実施又はレポートを課す	3	活動制限の強化 【クラブ活動】 ・活動の見直し ・クラブ顧問並びに学生部の再許可を受けた団体のみが活動を継続できる 【任意活動】 ・学外におけるボランティア活動など、任意の課外活動は禁止	感染防止対策の徹底と周知 ・不必要な外出自粛 ・状況に応じて新入生の入寮延期を検討・実施	原則として対面の開催は中止(実施可能なものはオンラインによる) ・各部局長が必要と判断したものについては、届出により認める ・この場合、徹底的な感染防止策と危機管理体制を明確化し、書類を添付すること	原則として対面の開催は中止(実施可能なものはオンラインによる) ・各部局長が必要と判断したものについては、届出により認める ・この場合、徹底的な感染防止策と危機管理体制を明確化し、書類を添付すること	オンラインによる会議を原則 ・個人情報や機密事項を扱う会議については徹底的な感染防止策を講じたうえで対面による会議								
	遠隔授業のみ 【試験】 ・遠隔授業の中で実施又はレポートを課す	4	実施しない(全てオンライン) ・関係省庁の示す方針に基づいた代替措置を講じる	全面禁止	原則閉寮 ・在寮生に帰省を促す際は本人の同意を得ることとする。 ・保健所が濃厚接触者と特定した寮生については、保健所の指示に従い、一定期間寮に留める。	対面の開催は全て中止	在宅での研究活動 ・必要最低限の研究活動を維持するための立ち入りは届出により認める	オンラインによる会議又はメール会議を原則 ・必要不可欠な会議については、徹底的な感染防止策を講じたうえでの短時間の対面による会議は可	学内への立入禁止を原則 ・必要最低限の研究活動を維持するための立ち入りは届出により認める	学内への立入禁止	中止 ・メッセージの動画配信	中止 ・学位記等の郵送 ・メッセージの動画配信又は郵送	全てオンライン	延期・個別対応	

\*ここで示す「授業レベル」及び「活動レベル」を基準として、具体的な「取組方針」を決定する。  
 \*「活動レベル」は、「授業レベル」に対応することが基本であるが、感染状況により、レベルに差異が生じる場合がある。  
 \*①～⑧の「活動レベル」は、感染状況により、レベルに差異が生じる場合がある。  
 \*学内感染が明らかとなる又はこれに相当する事態が発生した場合は、この基準によらず、別途、キャンパス単位での対応を判断する。